

平成24年3月定例会

河合町議会会議録

平成24年3月5日 開会

河合町議会

平成24年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（3月5日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	15
○会期の決定.....	15
○付議事件の一括提案理由の説明.....	16
○議案第16号の質疑、討論、採決.....	26
○議案第1号から議案第6号、議案第17号から議案第20号の委員会付託.....	26
○議案第7号からの議案第15号までの委員会付託.....	27
○散会の宣告.....	28
○署名議員.....	29

河合町告示第2号

平成24年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年2月27日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成24年 3月 5日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 4 年 3 月 5 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

平成24年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年3月5日(月)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 1号 平成23年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 2号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 3号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 4号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 5号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6号 平成23年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 河合町営住宅設置条例及び河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 7号 平成24年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第15 議案第 8号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第16 議案第 9号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第17 議案第10号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第18 議案第11号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第19 議案第12号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算につ

いて (別冊)

日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度河合町介護保険特別会計予算について (別冊)

日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について
(別冊)

日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度河合町水道事業会計予算について (別冊)

出席議員 (13名)

1 番	馬 場 千 恵 子	2 番	杵 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真 智 子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	1 0 番	中 尾 伊 佐 男
1 1 番	岡 井 誠 也	1 2 番	辻 井 賢 治
1 3 番	弓 戸 猛		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	荒 木 光 義
教 育 長	藤 岡 和 成	総 務 部 長	迎 田 臨 成
福 祉 部 長	福 井 裕 幸	住 民 生 活 部 長	竹 林 信 也
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	総 務 部 次 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 次 長	中 尾 博 幸	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	梅 本 英 則
教 育 部 次 長	井 筒 匠	政 策 調 整 課 長	澤 井 昭 仁
財 政 課 長	福 井 敏 夫	税 務 課 長	岡 田 昌 浩
安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也	住 民 福 祉 課 長	大 西 孝 之
福 祉 政 策 課 長	杉 本 正 範	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	門 口 光 男
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	大 平 謙 治	住 民 生 活 課 長	津 田 浩 二

環境衛生課長	木村光弘	まちづくり 推進課長	堀内伸浩
地域活性課長	山本孝典	上水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局	長	増田善紀	主	事	堀内一憲
---	---	------	---	---	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（中尾伊佐男） 本日、告示第2号をもって平成24年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成24年第1回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（中尾伊佐男） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（中尾伊佐男） 町長、招集の挨拶並びに施策の方針を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） おはようございます。

本日ここに、平成24年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にも関わりませず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表するものでございます。

今議会においては、平成24年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出いたしましたので、本町の現況と、将来あるべき姿を展望しながら、施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜わりたいと存じます。

さて、国において、平成24年度予算案は「日本再生にむけて」という方向性のもと、基本方針の第1番目に『東日本大震災からの復興』が掲げられ、「被災地の経済社会の再生」並びに「原発事故からの再生」、この2項目が大きな柱として編成されております。

本町におきましては、歳入の根幹となる町税は税制改正による一部増収は見込めるものの、企業の業績悪化や個人所得の低下などにより、財源確保は一層厳しくなると想定されます。

さらに、現在、国で進められている社会保障と税の一体改革や地域主権改革などの制度改革にも的確な対応が求められています。

このため、行財政の健全化を継続し財源の確保を図りながら「河合のまちの夢ビジョン」を確かなものにするため、限られた財源を真に必要な事業に活用することを基本として、予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算総額は60億6,000万円で、前年度に比べ6,000万円、率にして1%の増額となっております。

予算総額が増額になった主な理由は、歳出面で物件費や扶助費、公債費などが減少したものの、人件費や普通建設事業費、積立金が大きく増加したことによるものであります。

物件費では、緊急雇用創出事業の完了や選挙関係経費の減少などで6,600万円、7.6%の減額、扶助費は、子ども手当支給額の変更などで4,300万円、5.9%の減額、公債費は年度間の負担適正化などに取り組んできたことから2,500万円、2.5%の減額となっております。

一方、人件費は、定数削減など可能な限り削減に努めていますが、退職手当組合負担金の率改正や地方議会議員年金制度廃止による議員共済組合負担金の増額などで5,000万円、3%の増額、普通建設事業費は、幹線道路整備事業や土地開発公社地の買戻しの増加などで3,600万円、18%の増額、また、積立金については、土地開発公社への貸付金の返済を受けて、同額を基金に積み立てることから1億2,000万円の増額となっております。

次に、歳入面では、経済情勢の低迷などから法人住民税の減収が見込まれるものの、年少扶養控除の廃止に伴う個人住民税の増額や、税率改正によるたばこ税の増額など、町税総額で6,000万円、2.9%の増額を見込んでおります。また、地方交付税は、国勢調査人口の減少などにより、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額で5,300万円、2.2%の減額と見込んでおります。

それでは、新年度予算案の概要につきまして、まず、「河合のまちの夢ビジョン」関係についてご説明申し上げます。

現在、8つの戦略会議を開いてそれぞれ事業計画を作成しており、新年度も必要に応じて、新たに戦略会議を設置して事業計画を作成するほか、議会議員や町民のご意見を伺って夢ビジョンを更に進化させてまいりたいと考えております。

ソフトに関わる新商品開発の事業計画は、「河合に住む」「河合に行く」ための物・サー

ビス・イベントを商品と定義して間もなく作業が終了します。計画事業については、直ちに細部の検討を行い、可能なものから事業に着手あるいは試行してまいります。その中で、希望する町民に学びから実践まで提供するトータル商品とする農業大学を新商品開発の事業計画に盛り込む予定であります。本年度は準備委員会を設立してカリキュラムや実践場所などを検討し、大学構想を具体化してまいります。また、町民が主体となって実施する「自治会新聞コンクール」も新商品・河合ブランドの一つとして支援してまいります。

次に、交流・情報発信施設（道の駅）整備推進についてでございます。

地域振興・地産地消促進・地域交流など、まちの活性化を目的とした交流・情報発信施設を法隆寺インターチェンジ北側、土地開発公社用地を利用して整備するため、事業化を進めてまいります。この計画では、交流情報発信施設を核施設として、併せて周辺史跡や馬見丘陵公園等を巡る自転車散策ルートを整備することで来訪者を誘致し、まちの賑わいにつなげていきたいと考えております。

次に、河合町交通基本戦略策定推進についてでございます。

少子高齢化が進む中、町民が安心して安全に暮らせる環境や社会参加の機会を確保するためには、日々の生活の基礎となる「移動」について、誰もが安全に、かつ、快適に行える交通環境を作り上げていくことが必要と考えます。そのために、町民の日常的な移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上及び公共交通空白地域の軽減に向けて、施策のあり方を検討し、「河合町地域公共交通総合連携計画」並びに「河合町運行効率化計画」を策定し、移動の利便性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、河合町バリアフリー基本構想策定推進についてでございます。

「絆でつながる河合町になってほしい」との思いの中から、「日本一安心で安全なまちづくり」を踏まえ、高齢者、障がい者等の方々が、円滑な日常生活や社会生活を送ることができ、まちづくりを進めることは、非常に重要と認識しております。本町では、これまで奈良県住みよい福祉のまちづくり条例などに基づいた公共施設等のバリアフリー化を進めてまいりましたが、今後、さらに高齢化が進展することが予想される中、公共施設等のバリアフリー化への重要性が高まっており、総合的かつ一体的な整備が必要となっております。

そこで、本町では、高齢者、障がい者等の方々も円滑な日常生活や社会生活を送ることができるよう、2ヵ年を目標に「バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅（佐味田川駅・大輪田駅）を始めとする公共施設等のバリアフリー化を進めてまいります。

続いて、主要施策別に、簡潔にご説明申し上げます。

第1は『個性と魅力を身近に感じる水辺の里づくり』であります。

そのひとつは「道路交通網の充実」であります。

都市計画道路天理王寺線は、本町の東西を通過する主要な幹線道路で生活道路の混雑解消、地域経済の活性化、安全性の向上を図る上でも重要な道路で、王寺町から県道大和高田斑鳩線までの区間は、すでに供用開始され、この先、東方向の川西町へ向かう区間については、平成22年3月に都市計画決定され、県事業として平成23年度は地元大字と協議を重ねながら現地測量・予備設計等を実施し、着実に進めています。次に、町道整備等についてですが、主要幹線道路の舗装改修を計画的に実施するとともに、各地区内の生活道路も計画的に順次整備改修を進めているところであり、今年度も所要の予算を計上いたしました。

その2は「上下水道の整備」であります。

上水道につきましては、本年度におきましても、公営企業の経済性と公共性を重視し、取水・浄水・配水の各施設等の機能を維持するための点検整備を徹底し、自己水の確保を図ると共に、公共下水道関連配水管布設換え経費等、所要の予算を計上いたしました。

また、下水道事業につきましては、昭和55年の事業開始より約32年経過し、公共下水道普及率も平成23年度末見込みで98.5%といった奈良県下で上位5位に入る高い普及率となっています。この普及率からもわかりますように、面的整備も概ね完了し、本町下水道事業も建設から管路更新等の維持管理へと、スタンスの転換期に差しかかっています。このため、平成21年度から実施している地震対策緊急整備事業費を引き続き計上し、西大和地区における基幹管路の更生工事を実施する等、下水道施設の耐震・減災対策を進めてまいります。

その3は「防災・防犯・消防対策」の推進であります。

昨年は東日本大震災、奈良県南部豪雨災害と大きな災害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを思い知らされました。被災地の復興への道のはこれからですが、その中で“絆”の重要性がクローズアップされています。これまで“家族の絆・地域の絆”を大切に、地域のみなさまと“心の田舎づくり”を实践してまいりましたが、その方向性は間違っていなかったと実感しております。

防災の具体策としましては、「既存木造住宅耐震診断・耐震改修補助金」「家具転倒防止講習会」「小学校出張講座」などに取り組んでまいりました。また、第3小学校区では、内閣府後援による「防災教育チャレンジプラン」にも取り組んでいただきました。

「地域防災スクールモデル事業」最終年となる本年度は、地域と学校の連携を強みとした本町の特性を活かし、この連携を非常時にも発揮できるよう、防災訓練や被災対策などを踏

まえた実践的な取り組みを行ってまいります。

消防団におきましても、本年4月より「女性分団」を創設し、昼間の防災力アップ、火災や災害の予防・啓発活動を充実し、消防団活動の活性化を図ってまいります。

また、防犯対策としましては、これまで同様、子どもの見守り、青色防犯パトロールを地域で継続していただくとともに、4月には新たに「暴力団排除条例」を施行し、安心して安全な社会の実現に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

第2は『ともに支えあい、健やかに暮らせる水辺の里づくり』であります。

その一つは、「保健・福祉のワンストップサービスの推進」であります。現在、夢ビジョンに基づく戦略会議を設置し検討を続けていますが、併せて、社会福祉協議会も、地域福祉の中心的役割を担うものであることから、同協議会の改革についても検討してまいりたいと考えております。

また、本町の地域福祉の拠点、総合福祉会館「豆山の郷」におきましては、各種事業を更に充実し、「豆山の郷」機能向上、地域福祉活動の拠点としての役割を推進してまいります。尚、巡回ワゴンにつきましては、名称を「豆山・きずな号」と改め、引き続き町内巡回型として運行してまいります。

次に、老人福祉につきましては、安心・安全なまちづくりの一環として設置しております「高齢者用緊急通報装置」設置を引き続き実施してまいります。また、社会的弱者である方々の一時保護施設としての養護老人ホーム入所・生活支援経費についても所要の予算を計上しております。

次に、障害福祉につきましては、「障害者自立支援法」の理念に基づき、地域の心の結びつきを保ちながら暮らしていけるよう、相談支援事業や補装具、自立支援医療、施設入所支援及び自立訓練等の給付費を増額いたしました。

次に、児童福祉につきましては、子育てを地域で支えていただく活動費として児童委員活動負担金を、また、乳児検診時における絵本との出会い事業や未就学園児の子育て相談支援としての「つどいの広場」事業等の経費を計上しております。その他、子ども手当に係る経費や保育所関係経費についても所要の額を計上いたしました。

次に、介護保険につきましては、国の改正内容や本町の状況を鑑み、第5期介護保険事業計画を策定したところであります。基本的には高齢者の増加に伴い給付費の増額をいたしましたが、保険料については、第4期と同額とさせていただきます。また、介護保険の中心的役割を担う地域包括支援センターについても、ワンストップサービスの一つとして充実を

図ってまいります。

その2は「保健・医療・スポーツの推進」であります。

健康保持・増進を図るためには、予防対策をはじめ、日常からの規則正しい生活習慣が必要であります。健やかな日常生活を送っていただくために、各種検診・予防事業をはじめ、乳児・成人病健康相談に取り組みます。また、昨年から実施しております子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンいわゆる「三ワクチン」につきましても、昨年同様継続して自己負担分の全額補助を実施し、子どもを産み育てやすい環境の確保に努めてまいります。併せて、「肺炎球菌ワクチン予防接種」助成についても、引き続き実施してまいります。

また、大腸がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る目的で、40歳から60歳までの5歳ごとの方々に無料検診事業を新たに実施してまいります。

次に、生涯スポーツの推進につきましては、自由時間の増加や余暇の拡大等、ライフスタイルが豊かになる中で、子どもからお年寄りまで、誰もが年齢や技術、季節を問わず参加しやすいように、わんぱくスポーツ教室や水泳教室、さわやかウォーキングを昨年同様実施してまいります。また、保健・スポーツが融合したヘルスアップ教室や、今回新たに健康チェックとウォーキングを組み合わせた新しい教室も開催してまいります。一方、いつでも、どこでも、誰もが健康でスポーツを楽しめる場として「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けて所要の予算を計上いたしました。

その3は「環境衛生の推進」であります。

河合町・王寺町・上牧町の三町で運営しております総合斎場「静香苑」は、静寂の中で故人を偲び、思い出と別れを惜しむ人生終焉の安らぎを感じていただく場として、利用していただいているところでございます。

利用状況につきましては、平成23年4月から平成24年1月末現在で523件、その内、河合町の方は157件、率にしまして30%の利用状況となっております。

次に、ごみの減量化対策につきましては、平成18年よりごみ有料化を実施し今日まで住民皆様のご理解ご協力により、ごみの排出量は減少傾向となっております。

平成23年4月から平成24年1月末までにおける、月・1世帯あたりのごみ排出量を昨年度と比較しますと、わずかですが、燃えるごみで「70g」、燃やさないごみで「190g」減量となっております。今後におきましても、更なるごみ減量化を促進するために住民、事業者の皆様に対し引き続き意識改革への取り組みに努めてまいりたいと考えております。

また、ごみ処理施設であります清掃工場、粗大ゴミ破砕工場については、施設維持に必要な補修費、整備費について所要の予算を計上し、現状設備の効果的な維持管理に努めてまいります。

その4は、相談体制等の充実であります。

現在の情報化社会の中で「高齢者や未成年者等の契約トラブル」「振り込め詐欺」などが多発し、相談件数も増加傾向にあります。昨年10月より上牧町と広域連携を行い、週4日消費生活相談室を利用できるよう充実を図り、相談室も設置いたしました。引き続き、積極的に取り組み、消費者に対する啓発と情報提供に努めながら、被害を未然に防げるよう取り組んでまいります。

また、相談内容等によっては、必要に応じて法律相談の弁護士とも連携してまいります。

第3は『豊かな人間性と文化のあふれる水辺の里づくり』であります。

その一つは「学校教育の推進」であります。

河合町の未来をつくるのは子どもたちです。その子どもたちに、豊かな心と幅広い知識を身に付けさせ、健やかな体を養い、社会の形成者としての認識をしっかりとつけるよう教育することは、教育行政の大きな使命といえます。

長期ビジョンである「河合町教育振興基本計画」の中で、教育理念を「豊かな心を持ち、みんなの為に生き生き生きる人づくり」としました。自分さえ良ければよいというのではなく、周りの人々に少しでも喜んでもらうことをしていくことに、喜びや生きがいを持つ子どもたちを育てていきたいと考えています。

また、「心の田舎づくり」を目標に、河合町の自然や文化、歴史等に誇りと愛着を持てる子どもたちを育む取り組みを、今後も更に推進していきたいと考えています。

本県は、歴史的に見て災害の被害が比較的少ない地域ではありますが、日本列島が地震の活動期に入っていて、東南海・南海地震発生の確率が非常に高いとされていることから、地震に対する備えは不可欠であるといえます。子どもたちの学校での安全を確保することはもとより、各学校を地域の避難場所として位置づけていることから、各学校の耐震補強につきましては、引き続き計画的に進めてまいりたいと考えています。

少子化が進展しており、出生率が今後も更に減少することが予想されます。学校の再編につきましては、夢ビジョンに基づく戦略会議により検討を加え、引き続き進めてまいりたいと考えています。

次に、「生涯学習の推進」につきましては、住民ひとり一人が、これからの自分の人生に

生きがいを持って、生き活きと充実した人生を送ることが出来るお手伝いを支援してまいります。

生涯にわたって学びたいという思いを尊重し、その思いにできるだけ応えていくため、町民大学などの事業の充実を支援してまいります。人間関係の希薄化等、社会情勢が大きく変化する中で、子育てに不安を抱える保護者が増えています。教育の基本はやはり家庭にあります。その家庭で子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣が確立しやすくなるような体制づくりを推進してまいります。

また、「地域の教育力」を更に活性化させるため、学校支援活動、学校の環境整備、登下校の安全確保等、学校支援ボランティア活動が更に充実するよう支援を継続してまいりたいと考えております。

第4は『地域に根ざした産業が栄え、安定した生活を営む水辺の里づくり』であります。

そのひとつは、「農業・商工・観光の振興」であります。

農業者の高齢化が進む中、遊休農地が増加しつつあります。このような状況の中で、戸別所得補償制度推進事業を実施し、景観形成作物の作付けを図り、また、農業大学構想においても遊休農地の利活用を検討し、農地の環境保全に取り組む所存であります。

観光関連では、全国都市緑化ならフェアで、多くの方々が馬見丘陵公園を訪れ、リピーターなどが定着する中、今年のポスト緑化フェアや本年度の馬見フラワーフェスタの開催に合わせ、来場者に河合の魅力を発信するとともに、県とも連携しながら、馬見丘陵公園を中心とした集客力強化に取り組むとともに、環境緑化への気運が高まる中、河合町の「花いっぱい運動」を引き続き、住民と一体となって取り組んでまいります。

第5『その他』の、そのひとつは「計画的・効率的な行政の推進」であります。

近年、生活様式が多様化する中、納税者みなさんの利便性の向上を図るため、平成24年度から町の税金等を、全国各地のコンビニエンスストアで、24時間365日いつでも気軽に納付ができる「コンビニ収納」を開始いたします。詳細については町広報等でお知らせする予定です。

また、今後の方向性が懸案事項となっております土地開発公社につきましては、平成25年度までの時限措置であります第三セクター改革推進債を活用し、公社の抜本的解決、すなわち解散を目指し取り組んでまいります。

以上、ご説明申し上げましたのは、議案第7号から議案第15号までの、一般会計及び特別会計並びに企業会計における主な施策の概要であります。尚、詳細につきましては、別途

「予算書」並びに「予算案の概要」をご覧いただきたいと存じます。

ここに重ねて、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中尾伊佐男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、辻井賢治議員、13、弓戸猛議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（中尾伊佐男） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月27日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より会期等について報告願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

○7番（西村 潔） 去る2月27日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月5日より3月13日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案1号から議案第20号までの20議案を本日一括上程し逐条審議いたします。

報告第1号、意見書2件につきましては、最終日に審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月12日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（中尾伊佐男） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日5日より13日までの9日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(中尾伊佐男) それでは、理事者の方より議案第1号より第20号までの20議案、報告第1号の1報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(荒木光義) 議長。

○議長(中尾伊佐男) はい、副町長。

(副町長 荒木光義 登壇)

○副町長(荒木光義)

それでは、平成24年3月定例議会に上程いたされました、議案第1号から議案第20号までの20議案、報告第1号の1報告、合計21案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第1号 平成23年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億8,718万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を65億5,890万円とするものでございます。

第2条 繰越明許費につきましては3ページをお開き願います。

住宅耐震改修補助事業費で30万円、小学校施設耐震化事業費で2億1,893万4,000円、中学校施設耐震化事業費で7,949万9,000円、合計2億9,873万3,000円を計上させていただいております。

第3条 地方債の補正につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、学校教育施設等整備事業債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を6億6,930万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では1億511万6,000円の増額で、内容につきましては、財産管理費で公有財産調査業務費の確定に伴い52万4,000円の減額、土地開発公社借入金に係る

利子補給金の不用額79万9,000円の減額。次に、土地開発公社借入金のうち葛城地区清掃事務組合からの借入分について、平成23年度末で一旦返済し、平成24年度で再度同額を借り入れることになるため、一般会計から土地開発公社に対して1億2,500万円貸付を行うものがございます。

次に、電子計算費では緊急雇用創出事業費の確定に伴い12万7,000円の減額、財政調整基金費では財源調整により1,843万4,000円の減額となっております。

同じく4項選挙費では91万3,000円の減額で、内容につきましては、町長・町議会議員選挙費で経費の確定に伴い60万円の減額、農業委員選挙費でも同じく経費の確定に伴い31万3,000円の減額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、1,196万8,000円の増額で、内容につきましては、社会福祉総務費で緊急雇用創出事業費の確定に伴い292万4,000円の減額、繰出金で1,561万6,000円の増額となっております。

次に老人福祉費ではシルバー人材センター補助金の不用額60万円の減額、老人ホーム入所事業費不用額300万円の減額となっており、障害福祉費では自立支援医療給付費増加に伴い149万5,000円の増額、障害福祉計画策定費の不用額70万円の減額、地域生活支援事業費増に伴い123万7,000円の増額、介護給付費増により504万円の増額、障害者自立支援法改正に伴うシステム改修費38万円の増額、事業安定化事業分で利用者増により20万3,000円の増額となっております。

次に国民健康保険医療助成費では低所得世帯に対する国保税軽減分事業費確定に伴い202万9,000円の減額、後期高齢者医療費では繰出金の確定に伴い315万円の減額となっております。

旧老人保健医療給付費では、旧老人医療給付費精算に伴う償還金40万円の増額となっております。

同じく、2項児童福祉費では4,119万4,000円の減額で、内容につきましては、児童福祉総務費で乳幼児医療給付費増に伴い150万円の増額、児童福祉施設費では臨時保育士等の賃金不用額450万円の減額、児童措置費では子ども手当不用額3,819万4,000円の減額となっております。

4款衛生費、2項清掃費では233万4,000円の増額で、内容につきましては、塵芥処理費でごみ処分費の増加に伴い350万円の増額、し尿処理費では葛城清掃事務組合分担金の確定に伴い、116万6,000円の減額となっております。

7款土木費、4項都市計画費では1,129万4,000円の増額で、内容につきましては、都市計画総務費で緊急雇用創出事業費の確定に伴い167万3,000円の減額、公共下水道費で下水道特別会計補正に伴う財源調整分として1,296万7,000円の増額となっております。

9款教育費、2項小学校費では2億1,733万8,000円の増額で、内容につきましては、小学校建設費で国の第3次補正予算を受け、耐震2次診断調査の完了している河合第2小学校校舎棟2棟の耐震補強工事を前倒し実施するため、2億1,893万4,000円の増額、及び今年度実施いたしました河合第2小学校特別校舎棟耐震補強工事費について、事業費確定に伴う不用額159万6,000円の減額となっております。

同じく、3項中学校費では8,154万6,000円の増額で、中学校教育振興費で平成24年度中学校用教科書の改訂により、教師用教科書及び指導書の更新経費として204万7,000円の増額、及び河合第2中学校校舎棟1棟の耐震補強工事を前倒し実施するため、7,949万9,000円の増額となっております。

同じく、6項保健体育費では緊急雇用創出事業費の確定に伴い、30万円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で3,524万9,000円の減額。

同じく、2項国庫補助金で7,088万2,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で62万3,000円の増額。

同じく、2項県補助金で506万7,000円の減額。

17款繰入金、1項基金繰入金で1億2,500万円の増額。

20款町債、1項町債で2億3,100万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3億8,718万9,000円の増額補正となっております。

議案第2号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,860万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を21億2,460万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費では、53万円の減額で、一般管理経費不用額の減額となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費では、1,600万円の減額で、一般被保険者療養給付費不用額の減額となっており、同じく2項高額療養費では、財源の振替となっております。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では748万7,000円の減額となっており、高額医療費拠出金の額確定に伴い35万2,000円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い713万5,000円の減額となっております。

6 款保険施設費、2 項特定健康診査等事業費では事業費不用額1,030万5,000円の減額となっております。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では1,571万9,000円の増額で、国庫金精算返還金確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお開き願います。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で810万4,000円の減額。

同じく、2 項国庫補助金で4,934万9,000円の減額。

4 款県支出金、1 項県補助金で96万円の減額。

同じく、2 項県負担金で266万4,000円の減額。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金で1,851万5,000円の増額。

6 款繰入金、1 項繰入金で2,395万9,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,860万3,000円の減額補正となっております。

議案第3号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,868万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7億3,931万7,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正につきましては、3 ページをお開き願います。

このことにつきましては、4 事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を2億1,780万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1 款総務費から4 款公債費まで、すべて事業費確定に伴う増額並びに不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開き願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料で290万6,000円の減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金で231万5,000円の減額。

3 款財産収入、1 項財産運用収入で3,000円の減額。

5 款繰入金、1 項繰入金で1,296万7,000円の増額。

7 款町債、1 項町債では、2,530万円の減額。

9 款県支出金、1 項県補助金で112万6,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出1,868万3,000円の減額補正となっております。

議案第4号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,152万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を13億1,460万4,000円とするものでございます。

第2条 繰越明許費につきましては、3ページをお開き願います。

介護基盤緊急整備特別対策事業で4,181万2,000円を計上させていただいております。

それでは、保険事業勘定の歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では増減はなく、財源の振替となっております。同じく、3 項介護認定審査会費では認定調査員賃金、12万円の増額となっております。

2 款保険給付費から4 款地域支援事業費までは、すべて不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料で1,500万7,000円の減額。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金で955万円の減額。

同じく、2 項国庫補助金で75万1,000円の増額。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で1,849万4,000円の減額。

6 款県支出金、1 項県負担金で783万7,000円の減額。

同じく、3 項県補助金で101万8,000円の減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で1,037万2,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出6,152万7,000円の減額補正となっております。

議案第5号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ315万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億3,964万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では315万円の減額でシステム保守料不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金で315万円の減額となっております。

以上、歳入歳出315万円の減額補正となっております。

議案第6号 平成23年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、収益的支出において745万4,000円を追加し、予算額を6億3,618万円とするものでございます。

補正いたします内容は、過年度損益修正損で平成15年度及び平成16年度分の水道料金を不納欠損処理いたしたく、増額補正をお願いするものでございます。

議案第7号から議案第15号までの9議案につきましては、平成24年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」を配付しておりますので、ごく簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第7号 平成24年度河合町一般会計予算についてご説明いたします。予算書の5ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を60億6,000万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、6,000万円の増額、率で1.0%の増となっております。

第2条 債務負担行為につきましては、14ページをお開き願います。

地方自治法第214条の規定により債務を負担することが出来る事項、期間及び限度額を定めており、表のとおり、河合町土地開発公社が平成24年度中に、金融機関から受ける融資に対する債務保証として、28億7,590万円と定めるものでございます。

第3条 地方債につきましては、15ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額4億1,600万円と定めるものでございます。

第4条 一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第5条 歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。205ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を22億3,500万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1億2,400万円の増額、率で5.9%の増となっております。

第2条 歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によ

り、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第9号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。

241ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、同額となっております。

議案第10号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。

257ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を2,600万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で700万円の増額、率で36.8%の増となっております。

第2条 地方債につきましては、260ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、1事業、起債限度額940万円と定めるものでございます。

議案第11号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。273ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を7億4,800万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1,000万円の減額、率で1.3%の減となっております。

第2条 地方債につきましては、276ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、5事業、起債限度額2億2,220万円と定めるものでございます。

議案第12号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。307ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、同額となっております。

議案第13号 平成24年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。323ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、第1条 歳入歳出予算で予算の総額を13億2,500万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,000万円の増額、率で2.3%の増となっております。

第2条 歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

次に介護サービス事業勘定につきましては、第1条 歳入歳出予算で予算の総額を4,400万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で100万円の減額、率で2.2%の減となっております。

議案第14号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。373ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算につきましては、予算の総額を2億8,000万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で2,800万円の増額、率で11.1%の増となっております。

議案第15号 平成24年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の予算書1ページをお開き願います。

第2条 業務の予定量は予算書のとおりでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額につきましては、6億2,259万2,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で613万4,000円の減額、率で1.0%の減となっております。

第4条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、支出を3,884万1,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1,207万3,000円の減額、率で23.7%の減となっております。尚、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,284万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条 一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費5,418万8,000円と定めるものでございます。

第7条 たな卸の購入限度額につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、昨年12月に公布された「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「水防法」の一部が改正されたことに伴い、本条例が引用している箇所の整備が必要となりましたので、当該箇所の改正及びその他の箇所の文言整理を行うものであります。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

でございます。

このことにつきましては、今年度の人事院勧告に基づき、給与構造改革時における経過措置額（現給保障）を平成24年4月1日から1万円を上限として半減して支給することとし、平成25年4月1日で廃止するものであります。併せて、給与構造改革期間中抑制されてきた若年層の昇給を回復させるものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号 河合町税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきまして、第95条の改正は、旧3級品以外の製造たばこに係るたばこ税率を1,000本につき、4,618円から5,262円へ644円引き上げるものでございます。

附則第9条の改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、当分の間の措置として導入された個人住民税における退職所得の10%税額控除を最近の金利情勢を踏まえ廃止されたことに伴い削除するものでございます。

附則第16条の2第1項の改正は、旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税率を1,000本につき2,190円から2,495円へ305円引き上げるものでございます。

附則第22条の改正につきましては、東日本大震災により被害を受けた住宅や家財等を使用できるようにするために、その災害のやんだ日から3年以内に行った支出を追加し、災害関連支出として雑損控除できる特例措置を整備するものでございます。

附則第25条の改正は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、全国的、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための政策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割額3,000円に500円を加算するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、第5期の介護保険事業計画における保険料の料率を据置きとするための改正でございます。

第2条第1項では、規定する年度を改正するものでございます。

同条第2項では、介護保険法施行規則の改正で基準所得額が200万円から190万円に改められ、所得が前年と同じでも第5段階の一部の方が第6段階と上がってしまうことを抑制するため、基準所得額を介護保険法施行規則の規定に関わらず200万円とするものでございます。

また、附則第2条においても同様で、第4段階の細分化を第5期においても継続するための改正でございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号 河合町営住宅設置条例及び河合町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、昨年5月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により「公営住宅法」の一部が改正されたことに伴い、「公営住宅等の整備に関する基準」を条例で規定することが必要となること、また、同法において「同居親族要件」が廃止されること及び「入居収入基準」が条例委任されることに対応すべく所要の改正を行うものです。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

報告第1号 平成24年度河合町土地開発公社予算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。予算書1ページをお開き願います。

第2条 業務の予定量で用地処分面積2,089.07㎡を計上いたしております。

第3条 収益的収入及び支出では、公社地売却による収益6,178万9,000円、受取利息3万円、一般会計から利子補給金として6,596万5,000円、雑収益1,002万円、合計1億3,780万4,000円となっております。支出では公有地取得事業原価6,178万9,000円、販売費及び一般管理費で200万円、支払利息6,596万5,000円、予備費50万円、合計1億3,025万4,000円となっております。

第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入の借入金28億430万円に対し、資本的支出の借入金償還金では28億7,590万円となっております。

第5条 借入金については、その目的、限度額、借入の方法、利率を予算書のとおり定めるものでございます。

第6条は予算の弾力運用について定めております。

なお、報告第1号につきましては、去る2月17日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で承認されておりますことを報告いたします。

以上、上程いたされました21案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第3 議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第1号から議案第6号、議案第17号から議案第20号

の委員会付託

○議長（中尾伊佐男） 日程第4 議案第1号、日程第5 議案第2号、日程第6 議案第3号、日程第7 議案第4号、日程第8 議案第5号、日程第9 議案第6号、日程第10 議案第17号、日程第11 議案第18号、日程第12 議案第19号、日程第13 議案第20号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第1号、第17号、第18号、を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、第4号、第5号、第6号、第19号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、第20号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第7号から議案第15号までの委員会付託

○議長（中尾伊佐男） 日程第14、議案第7号、日程第15、議案第8号、日程第16、議案第9号、日程第17、議案第10号、日程第18、議案第11号、日程第19、議案第12号、日程第20、議案第13号、日程第21、議案第14号、日程第22、議案第15号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

予算審査特別委員会を設置します。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよいかお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時26分

○議長（中尾伊佐男） 再開します。

予算審査特別委員会委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、杵本光清議員、岡田康則議員、疋田俊文議員、西村潔議員、谷本昌弘議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時34分

○議長（中尾伊佐男） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には疋田俊文議員、同副委員長に谷本昌弘は議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（中尾伊佐男） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

中尾 伊佐男

署 名 議 員

辻井 賢治

署 名 議 員

寺 戸 猛

